

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成30年3月8日(木) 午前10時～午前11時15分

場所 第2、第3委員会室

出席議員(7名)

委員長 大野慎治 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄
委員 相原俊一 委員 榊谷規子 委員 関戸郁文
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員(23名) 総務部長 山田日出雄、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、
消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 加藤淳、行政課長 中村定秋、危機管理
課長 隅田昌輝、同主幹 秋田伸裕、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村
忠寿、同主幹 田中伸行、同主幹 石黒広光、企業立地推進室統括主査 岡茂
雄、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、消防本部総務課長兼
防災コミュニティーセンター長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、学校教育課
長 石川文子、同統括主査 佐野亜矢

事務局出席 議会議務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第7号	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第8号	岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第9号	岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第10号	岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第12号	岩倉市手数料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第20号	岩倉市営住宅管理条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 22 号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 23 号	岩倉市消防団等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 24 号	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止について	全員賛成 原案可決

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議題9件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可します。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

けさの新聞を見ていますと、あすから平昌パラリンピックが開幕ということです。そういった記事を見ましたが、日本選手団の活躍を期待したいと思います。実はパラリンピックの選手団の団長さんは大日方さんという方なんですけど、あの方はチェアスキーで長野オリンピック、もう20年も前なんですけど、そのときにすごい大活躍、金、銀、銅ととっていますけど、大活躍をされたということでもあります。

そうした形で、また日本選手団の活躍を期待していますが、実は岩倉でも2020パラリンピックを目指す車椅子テニスの青年がいます。水越晴也君といいますけれども、先日もユニバーサルデザインの研究会と車椅子テニス交流会というのを開催しましたけれども、ぜひとも岩倉が東京パラリンという期待をしたいと、皆さんも応援してあげてくださいと思います。

という話で、きょうは関係職員も出席をさせていただいておりますので、皆さん方の活発な御議論と御審議をいただきたいと思います。よろしく願います。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第7号「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 基本的に省略をさせていただいて結構でございますけれども、近隣市町村の同様な条例の制定についての資料の配付をお願いしたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） それでは、当局、お願いいたします。

〔「今からお配りします。」と呼ぶ者あり〕

〔資料配付〕

◎委員長（大野慎治君） 配付が終わりましたので、当局に近隣市町の同様な条例の制定状況について説明を求めます。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 今お手元にお配りしました資料でございますが、30年1月19日に開催いたしました全員協議会の場でもお配りをさせていただいたものでございます。

その中で、近隣市町村というところでございますが、まず愛知県下54市町村のうちですけれども、30年1月1日現在におきましては25の市町がこの条例を制定しているというところでございます。

資料のほうに書きました近隣市というところでございますが、小牧市、稲沢市、江南市、犬山市、一宮市ということで書かせていただいております。それぞれ備考のところに条例の制定日が書いてございまして、小牧市においては平成26年7月1日、稲沢市においては平成24年4月1日、江南市におきましては平成28年4月1日、犬山市におきましては平成27年3月23日、一番新しいところでいきますと一宮市が平成29年10月1日に施行されております。

今回、条例案として上げさせていただいたものについては、おおむね江南市、一宮市と同様の率というふうになっておりまして、各市町によって若干率は違いますけれども、こうしたところを参考にして今回制定の案として上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） ちょっとそもそものところをお尋ねしたいんですけれども、工場立地法第4条の2第1項の規定なんですけれども、これが今回20から5%というふうに緩和されるんですが、その緩和が範囲内なのかどうかの確認なんですけれども、どのような規定があって、それがどのように変わってこういうふうにできるようになったのかをお尋ねいたします。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） まず、率でございますが、そもそもこの工場立地法につきましては、都道府県が事務の権限を受けておりましたけれども、平成23年6月にいわゆる第2次の一括法によりまして工場立地法のほうが一部改正をされまして、24年4月1日から市町村に事務移譲されたという経過がございます。

どこに規定があるかということでございますけれども、この条例の制定文にございますが、工場立地法の第4条の2第1項というところで、少し読み上げさせていただきますと、こちらに、市町村は、当該市町村の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合に関する事項に係る準則を定めることができますというふうに書いてございますので、これに基づいて今回しております。

その率につきましては、そういった基準が国のほうで示されておりまして、その中にこういった基準が示されているというところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 基準が定められているのはわかったんですけども、それが緩和できる、20が5に緩和できるのはどういう理由でしょうか。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 繰り返しになりますけれども、この法で、国でそもそもの基準が定められておりまして、その基準はあるんですけども、市町村が準則、いわゆる条例を定めることによって、その条例の率を適用してもいいという形になっております。

ただ、その率においても、全てどこまでも下げていいというものではなくて、例えば住居区域だとか、工業地域、準工業地域だとか、そういった区域によって国のほうで最低のラインというのが示されておりまして、今回示させていただいております工業地域及び市街化調整区域については、緑化率が5%以上、環境施設面積率が10%以上ということで、それ以上であればいいという形で規定がされておりますので、それに基づいて今回条例の制定をしたいというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） ちょっと聞いていきたいと思います。

特定工場、敷地面積9,000平米以上または建築面積3,000平米以上の製造業に係る工場という規定だと思いますけれども、岩倉市にこの会社はあるかないか、把握されていますでしょうか。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） こちらにつきましては、岩倉市にも該当がございます。市内には数件ですけれども、この特定工場に該当する物件というのがございます。

◎委員（塚本秋雄君） 何件。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） こちらについては今7件、こちらのほうがこういった工場ということで把握をしている数字でございます。

◎委員（塚本秋雄君） その7件は、この規制緩和する前の条件でやっている。もしこれが成ると、このような形に変更しても問題あるのかなのか。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） こちらについては、今あるものについては、今後、特定工場のものが例えば増築とかする場合におきましては、県のほうで工場立地法の手引というのがございまして、それに基づきまして、今後その条例をもし可決していただきますと、この率を使えるわけですけれども、今の既存の面積から今度ふやす面積で、そういった計算式がございまして、その計算式に当てはめてこの率のもので計算をしていくという

形になりますので、今後、今のものについても、増築等で該当すれば、この条例の適用ができるという形でございます。

◎委員（塚本秋雄君） 基本的に緑地面積、環境施設面積の規制緩和だと思いますけれども、岩倉市には平成24年に環境基本条例がつくられております。もともとは、市民は良好で快適な環境のもとで健康で文化的な生活を営む権利を有するというので、前文でうたって、自然と調和した生活環境の構築を実現するという形で、唯一そこに事業者のいわゆる責務ということで、その中で自然環境を適正に保全することとか、あるいは環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するというので書いてあります。

いわゆる岩倉市の環境基本条例をも規制緩和は変更できるのかどうか。条例との関連は、何か考え方はありますでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今の御指摘の部分はございますが、そもそも私どもが基本的に考えておりますのが、緑地の考え方につきましては、工場立地法による緑地というものについては、工場等の建設によって緑地を一定の割合をとらせて、周辺住民との環境調和とか緩衝機能、それから公害防止を図っていこうというものに対しまして、実際、都市緑地法で市内の緑地、私どもが所管している、例えば緑の基本計画等でしているものについては、そういった公共施設の緑化の目標ですとかというものを立てている部分です。したがって、今回条例で緩和をさせていただく部分については、今市が持っている環境、それから緑地の計画についてと若干切り離してやはり考えていくものだと思っております。

ただ、そうは言いながらも、その緩和をした部分につきましては、やはり何らかの形で、例えば市がガイドラインを設けるだとか、そういった形で補完をしていくということは必要だとは考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 今のは、緩和すると緑地をつくる工場が減るんじゃないかという不安だと思うんですね。なので、これを緩和することによって減らないように何か対策は、今ちょっと出たと思うんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 今検討していますガイドラインにつきましては、緑地を今回5%、環境施設を10%という形で考えておりますけれども、その5%につきましては、少なくとも低木以上の樹木地ですね、芝生とかでもよろしいんですけども、そういった低木以上の樹木で緑地として確保していただくだとか、環境施設におきましても、できる限り緑地を設置してもらおうというようなことだとか、あとは高木ですね、シンボルツリ

一みたいなこともお願いをしていきたいと。

そういったことで、率は下がるんですけども、より質の高い緑地というような形で図っていききたいというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 本会議のほうでもちょっとありましたけれども、準工業地域が1カ所、北のほうでぽつんと外れたところがありますけれども、小牧市、一宮市で規定がされておりますけれども、今後、これがかちつとした形なのか、準工業地帯も将来的にはこのような規定を設けていくのか、今ある方向性をお聞かせください。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 岩倉市の準工業地域につきましては、約5ヘクタールということで、かなり市域の中でも面積的には小さいというところもございます。あと、今の準工業地域につきましては、住居地域といいますか、住居と混在をしているというようなこともございますし、用途地域の規制からなかなか大きな工場等は建築するのが難しいというふうに考えておりますので、この部分につきましては、今後、この準工業地域を規制緩和していこうという考えは持っておりません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 何度も済みません。

ちょっと先ほど塚本委員からも出たんですけども、他の計画ですね、例えば、ちょっと間違っていたら指摘してほしいんですけど、都市緑地法の法律に基づいて岩倉市緑の基本計画というのが多分つくってあると思うんですけども、それらのものとの整合性はちゃんととれているのかどうかという確認の意味での質問でございます。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 先ほど室長のほうからも答弁がございましたけれども、この都市緑地法に基づきます緑の基本計画はもちろん市の計画でございますので、この中の整合性ということで、もちろんこの部分を、今後ガイドラインをつくる中で都市整備課とも協議をしながら、緑の基本計画に沿うような形といいますか、そういったものでという形で考えております。

こちらについては、やはり先ほど室長も申したとおり、なかなか工場立地法という緑地と、緑の基本計画の中で言っている緑地というのは若干意味合いが違っているというふうに私としては考えておりますので、この部分、緑の基本計画に反するものでもないですので、この計画にも沿うような形でガイドライン等の制定をして対応していきたいというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今お答えになられた工場立地法による緑の捉え方と、環境基本条例や緑の基本計画などの緑の捉え方とが若干違うと言われましたが、どのように違うと捉えていらっしゃるのでしょうか。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） まず、繰り返しになりますけど、この工場立地法での緑地というのは、そもそもこの法律ができたのが、昭和30年代後半から40年代後半に改正をされてきたわけですけども、そのころに工場を建てますと公害が発生するというような状況もありまして、そういったのを防止するためということでこの法律ができて、この緑地法をつくることによって周辺住民の生活環境の調和とか緩衝機能を果たすという役割で来ているというふうに考えております。この部分が、かなり環境面の法体系も整備されてきましたし、そういった公害を防止するための技術も進歩してきているというような形で、かなりそういった部分で、この工場立地法が意図してきた緑化というものについては、率を下げてでも一定確保できるというふうに踏んでおります。

あと、この緑の基本計画でいう緑地というのは、まさしく本当に緑をふやしていくというような形のもので、これはもう市全体として、緑地の保全とか緑化の推進に当たっていくというような形で考えていくべきものだというふうに考えております。

この工場立地法は、あくまでも限定的なところでのもので、今回も全く緑地をつくらないわけじゃなくて、最高10%まで緑地としては確保していくという形になりますので、そういった意味でも全く緑地を確保しないというものでもないですし、工場立地法は限定的という考え方ですし、この緑の基本計画はあくまでも市全体として考えていくべきものだというような形のすみ分けをしているというようなところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今、工場立地法による緑の捉え方と緑の基本計画や環境基本条例などにおける捉え方が違うという答弁があったところなんですけど、本会議の中でもこの緑、ずうっとこの岩倉が、将来都市像として健康で明るい緑の文化都市を掲げる岩倉市にとって、企業が設備投資しやすい環境を整えて、もう近隣市町がこのように規制緩和してきたんだから横に倣えという形でしていくのはいかなものかというやりとりがあったところなんですけど、企業が設備投資しやすい環境を整えるというところが、この緑の緑地の部分、環境施設面積率の数値を下げるという以外で、別の方法で整える方法は考えられないのでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 実際に今、都市整備課

のほうとして緑の基本計画を持っております。環境部局は環境部局としてそういった条例を持っているという中で、ここで緩和した分については、例えば緑の基本計画を考える中でも、道路が整備されたら街路樹を植えていこうということで、そういったところでやはり確実にそれをやっていくと。植えられる場所と植えられない場所というのはもちろんあるんですが、ただ、そういう中でも、緑はふやしていこうという方針は変わってはおりません。

また、やはり今、岩倉市としても、今後雇用機会の創出ですとか人口増加というものを図っていこうという方針で、市として政策的に取り組んでいるという部分もございいますので、そういった部分を考えますと、この工場、企業がやはり岩倉市に出てきやすい体制といいますか、条件をつくるということは必要だと考えています。

既にお配りしましたように、近隣市ではやはり当然、小牧市とか稲沢もそうですけど、緑は守ろうという方針は変わりありません。その中で、企業が出てくる部分については、そういう緩和措置を図って出やすい環境をつくらうということで、岩倉もようやくスタートラインに立ったというような状況だと考えています。

これによって完全に環境面の悪化が危惧されるということは考えておりませんで、明らかに私どもとしても緑をふやしていく施策については今後も行っていきたいというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
次に、議員間討議に入ります。
発言する議員は挙手をお願いします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、ないようですので、議員間討議を終結します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第7号「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について」、反対の立場から討論させていただきます。

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に

行われることを目的として、緑地及び環境施設の面積の敷地に対する割合を定めて、敷地面積9,000平方メートル以上、また建築面積3,000平方メートル以上の製造業に係る工場または事業所を新設・変更する際に、市に届け出ることを義務づけています。

特定工場は、敷地面積の25%を環境施設、緑地20%、その他の環境施設5%（緑地でも可）としなくてはならない状況となっておりますが、この規制を条例により緩和をするというものであります。それぞれの面積率を緩和することによって、企業が設備投資をしやすい環境を整えて、市内企業の流出防止や新規企業の誘致を図るために制定を行うというところではありますが、この企業が設備投資をしやすい環境を整えるというところが別の方法で整えられないのでしょうか。

やはり将来都市像として健康で明るい緑の文化都市を掲げる岩倉市、環境都市宣言を掲げ、環境基本条例を持つ岩倉市にとって、この規制緩和ということは賛成するわけにはいかず、この議案に対しては反対とさせていただきます。

◎委員（関戸郁文君） 議案第7号「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、平成27年12月に制定した岩倉市企業立地の促進等に関する条例とあわせて適用することにより、地元企業の設備投資や新規企業の参入による雇用の創出など、市にとって必要不可欠と考えます。また、先ほど説明がありました。愛知県内54市町村のうち、既に25市町村が同様の条例を制定しており、一宮市、江南市、犬山市、稲沢市、小牧市など企業誘致を進めている近隣市では既に制定済みであり、市町村間競争が高まっている中において速やかに制定を必要とする条例です。

工場立地法が制定された昭和30年代半ばと比較し、公害など環境面については、他の法律の規制や公害防止技術の発達などにより改善されている状況下で、同法が認めている範囲内での緩和です。また、面積の大きい工場に限定されていますので、著しく環境の悪化を招くとは考えにくいです。

当局も今回、緑地面積を緩和する一方で、設置する緑地機能が十分発揮されるよう工場緑化のガイドラインを作成する考えを持っているとのこと。市民の生活環境に影響を及ぼさない対策が講じられていると考えます。

緑地の考え方についても、工場立地法における緑地の主たる目的は、工場施設内に緑地を配置することによる周辺住民との生活環境の調和や緩衝機能、公害防止などに対し、都市緑地法のもとで市が策定している岩倉市緑の基本

計画における緑地の目的は、公共施設等を初めとする緑地の保全及び緑化の推進であり、同じ緑地という考え方でも主眼が異なるものと考えます。したがって、岩倉市緑の基本計画により推進する緑化は、工場の緑化に頼るものではなく、計画にもあるように、公共施設への植栽や公園などに確保していくものと考えます。

本市では、平成29年4月に企業立地推進室が創設され、川井、野寄町地区における企業誘致を初めとし、産業の活性化に向けた政策を進めています。もちろんこの条例の制定により企業が進出してくる保証はありませんが、少なくともこの条例はアドバンテージではなく、これで近隣市と同じスタートラインに立てるものであり、既に地元権利者の合意形成が図られた川井、野寄地区における企業誘致にも大きく関連してくるものです。

企業誘致は、雇用機会の創出や人口増加、地域振興、税源確保など、本市にとってさまざまな波及効果が期待できる重要な取り組みでありますことから、本条例の制定に賛成いたします。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 議案第7号「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について」、賛成の討論を行います。

企業誘致の都市間競争を勝ち抜くために、企業が設備投資をしやすい環境を整え、市内企業の流出防止、新規企業の誘致を図るために、敷地面積に対する緑地及び環境設備のそれぞれの面積率に関し、国が定める準則にかえて適用すべき地域準則を定め、面積率を緩和することが、近隣自治体同様必要であると考え、賛成といたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第7号「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第7号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略してください」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） この条例は、厚生・文教のほうにも岩倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定ということがあって、総務のほうでやるというのはちょっと違和感を私は考えますけど、こちらで聞くならば、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条においてと説明が書いてあったと思いますけど、もともと自殺対策基本法は、平成18年、10年前に制定されて、もうそのときに地方自治体の役割として取り組みがなされなきゃならなかったのか、あるいはこの改正がされたところで地方自治体はこれをつくりなさいと言ってきた、そこら辺の経過の説明はできますでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 自殺対策の計画に関しましては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正されたことに伴い、また大綱のほうが自殺対策の大綱のほうで4月に一部改正されましたので、そのことに伴い、市町村、各自治体のほうへ平成30年度までに自殺対策の計画の策定が義務づけられたということで、今回上げさせていただきました。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 学校産業医の中身も本当は自殺対策計画策定及び推進委員会なのかなあとと思いますが、その中身については厚生・文教常任委員会の中身であります。この特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例ということでこの総務に来ているんだと思うんですが、総務に来ているからといって、その中身も聞いていいんですよね。

具体的な中身というのは、本当に両方、内容についてとかは厚生・文教の範囲だと思うんだけど、中身についていいですよ、聞いて。

◎委員長（大野慎治君） 簡潔にお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でもちょっと話されたところなんです。学校産業医の年額の報酬がやはり低い位置にあるということで、医師会の中ではその合意が得られたということでありましたが、合意が得られたからといって、この報酬に見合う産業医としての先生たちに対する、健康にかかわるそういった巡回するだとか、面談するだとか、そういった回数は、この報酬がこれだけの低さなのでこれぐらいだみたいな、そういう中身は大丈夫なのかということをおもうわけなんです。学校産業医は最低これだけしなければならぬというものについての定めと、この報酬でいいというふうに承諾してもらった中身で、何かあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 学校産業医に行っていただきます内容につきましては、労働安全衛生法のほうで決まっておりますので、それに

基づいて、産業医として学校へ月に1度巡視に行っていただきますとか、学校の労働環境の巡回をしていただくとか、今後また衛生管理規定のほうも作成しますので、そちらできちんと定めてまいりたいと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今言われた衛生管理規定というのは、岩倉市独自で今規定を持っているという、これからつくっていくということですか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） ただいま規定の策定に向けて準備を進めております。

◎委員（塚本秋雄君） 確認の質問なんですけど、自殺対策計画推進委員会委員の日額7,450円という条例だよ、これ。予算書では日額幾らになっていきますでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 日額7,450円と条例のほうではなっておりますが、原則3時間以内とするものは5,000円という形になっておりますので、予算上は5,000円という形で予算を上げさせていただきました。

◎委員（梶谷規子君） 識見者の委員の方は2万円になっているわけですが、この報酬は12人以内の人全て同額のような報酬の書き方ですが、そのところはどうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 識見者のほうは、別で2万円という形で上げさせていただきます。

◎委員（梶谷規子君） 予算書を見るとそういうふうになってはいるんですが、この条例の中身で、この報酬額は全て同額という書き方の表記でよろしいのでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） そのあたりはまさに条例のところの別表第82号から第83号あたりを変更しているんですけど、7,450円の委員については、条例のところで識見を有する者については2万円とすることができるとい規定がもとの条例でございますので、ここでは明記してありませんけど、予算上は2万円ということで計上しております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 以上で質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

それでは、議案第8号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略してください」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中でもラスパイレス指数の問題で議論があったところなわけなんですけど、昨年度に引き続きということで、また1年間延長するということですが、この先、毎年どれぐらいまで延長しなければいけないような見通しなんでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 職員の給与の削減を今後いつまでやるのかという御質問ということによろしいですかね。

今、条例としては特別職の職員の給与の特例に関する条例の中にはありませんけれども、これも本会議で繰り返し総務部長からも答弁がございまして、昨年度、本年度と、さまざまな角度から給与削減等が違う形でもできないのかというふうに検討してまいりました。

今年度の29年4月の見込みでは、4月の時点では101.8という数字を出しておりまして、来年度も一定102.1という試算は出ておりますけれども、すぐに改まるということは非常に難しいということも改めて今年度確認できてまいりました。

その中で、今後、引き続きどういったことができるかというのを継続して検討・研究をしてまいりますので、今の時点ではいつまでだというのは申し上げられない状況でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、反対の討論を行います。

この議案は、職員の給与の適正化と言われるものにあわせて実施している特別職の職員の給与の特例について、1年延長し、平成31年3月31日までとするものです。

職員の給与の適正化というものは、ラスパイレス指数による比較だけで行われていて、その原因となる職員構成を職員規模が全く異なる国に合わせていく必要があるというふうには思えません。岩倉市でも過去にはラスパイレス指数が非常に低かった時期もあって、その時々々の職員構成によりラスパイレス指数は今後とも変化していくものと考えます。ラスパイレス指数が上がるたびに職員の給与を引き下げていくという措置は、計画的に職員採用を行ってこなかった過去の責任を今いる職員に負わすものになるのではないかと考えます。そのような基準に合わせて特別職の職員の給与も引き下げることについては、道理があるとは思えません。

また、岩倉市特別職報酬等審議会条例第2条の規定にある諮問を行わずに今回の議案提出になっているということが本会議でも言われましたが、条例に反する対応ではないかと考えます。

以上により、この議案については反対いたします。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」の賛成討論を行います。

この条例は、この後の議案第10号の岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正にあります職員の給与の適正化にあわせて、市長、副市長、教育長みずからが平成31年3月31日までの1年間、給料の減額を申し出たものがあります。

また、今回の給料減額について、特別職報酬等審議会に意見を聞かれておりませんが、この審議会においては、役割などに対する本来の月額を審議する場であり、一時的なマイナス要素は含まないと考えられます。

以上のことから、議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成討論といたします。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の討論を行います。

この後審議いたします議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」において、職員の給与の削減を求めるとしており、特別職も同様に削減するべきであると考え、賛成といたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第9号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第9号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略してください」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） この給与比較をするなら、近隣市と比べて低いと言われている管理職の手当の引き上げを行うというようなお考えはないでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 管理職手当につきましては、秘書企画課としても近隣自治体等と比較して下回っているということ認識はしております。一方、給与というラスパイレス指数については、近隣と比べて、また県下、全国と見ても高い指数になっておりますので、その改善を図った上で、管理職手当についても改善をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（榎谷規子君） このラスパイレス指数が高いということで、非常に国や県から交付金が削られるとか、そういったペナルティーはかけられることはないんですよね、その確認をお願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） 現在のところは、一定そうした部分は影響はないんですが、今後、そうしたことも可能性はあるということは聞いています。ただ、具体的にどういった形でというところは聞いておりませんが、そうした部分もあり得るという情報はいただいています。

◎委員（榎谷規子君） そういった情報は、どういった形で、どのようなところからあるんですか。

◎総務部長（山田日出雄君） 県を通してですけれども、県が国のほうの説明会等に行って、そうしたところをお聞きしてきて、我々のほうに伝えていただいているという形です。

◎委員（塚本秋雄君） この形をやることによって、例えば退職金って、やめるときの月額が基礎になるだろうと僕は思っているんだけど、公務員の場合はどうなっているか。いわゆるこれをやることによって、そのときにやめちゃうと低い形の退職金に該当するのか。あるいは期末・勤勉手当というのは、この低い、もともとこの表にあるほうで計算されてくるのか。あるいは

は退職等年金負担金のほう、そこら辺の影響はあるのかないのか、説明願います。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） まず1点目の退職手当につきましては、試算では本則の給料月額で計算をいたしますので、削減による影響はないというものでございます。

期末手当、いわゆる特別給与につきましても、こちらは条例で明記して規定しておりますが、期末手当に係る給料月額、基礎額も削減の前の額ですね、本則の額で計算をすることにしております。以上でございます。

◎副委員長（櫻井伸賢君） ラスパイレス指数に消防職員の給与は反映されるのか、されていないのか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 消防職につきましては、試算の対象外になっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、反対の討論を行います。

この議案は、職員の給与の適正化と言われるものを図るために実施している職員の給与の特例について、1年延長し、平成31年3月31日までとするものであります。

職員の給与の適正化というものは、ラスパイレス指数による比較だけで行われています。議案審議の中で、ラスパイレス指数についてさまざまな議論があったところではありますが、やはり高くなった最大の要因が職員の構成で、50代の職員が少ないという点ではないかと思えます。こういった点で、職員構成を職員規模が全く異なる国に合わせていくということが必要であるというふうには考えません。

岩倉市でも、過去にはラスパイレス指数が非常に低かった時期もあります。その時々職員の構成によって、ラスパイレス指数は変化していくものであると思えます。ラスパイレス指数が上がるたびに職員の給与を引き下げていくという、このような措置については、計画的に職員採用を行ってこなかった過去の責任を今いる職員に負わすものではないかと考えます。

よって、この議案に対しては賛成するわけにいかず、反対といたします。

◎委員（相原俊一君） 議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例

の一部改正について」、賛成討論をさせていただきます。

国家公務員の給与を100とした場合の岩倉市職員の給与水準を示すラスパイレス指数が、平成29年1月1日現在で101.8であります。また、この101.8は給料の削減を行った上での指数であり、削減をしなかった場合の指数は、試算であります。103.3ということでした。

平成28年度の地方公務員給与実態の調査の中で、ラスパイレス指数が、指定都市、中核市を除いても、京都の大山崎町が103.9で1位であります。市の職員の年齢構成がいびつであり、平均年齢が県内他市と比較しても4歳ほど若いという特性もあります。ラスパイレス指数については全国の自治体が同じ計算によって算出されるものであり、本市の職員のラスパイレス指数は全国でも上位に位置しています。ラスパイレス指数が上がるということは、今まで市で積み上げてきたさまざまな取り組みが意図しないところで悪い評価を受けることにつながり、市民の理解が得られなくなることにつながります。

この条例は、日ごろ、市の発展、市民の福祉の向上のために働いていただいている職員の皆様にとっては厳しい内容であることは承知しています。しかし、市職員の給与の適正化を図るために実施している給与の特例を延長して、平成31年3月31日までの1年間、給与を削減することによって当該指数を抑制する、そのためのものであると考え、議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」は賛成とさせていただきます。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の討論を行います。

各種数値に関しましては、ただいま相原委員から御紹介があったところでございます。これは、愛知県下4位、全国第58位となっております。また、削減を行わなかった場合の103.3につきましては、愛知県下第1位、全国で第6位になるという答弁が本会議であったところでございます。大変心苦しいところではあります。職員給与の適正化を図るものであると考えます。

また、近い将来、職員給与の総合的な見直しを行っていただくという秘書企画課長からの答弁もただいまございましたように、この要望をいたしまして、議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」賛成をいたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第10号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第10号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略してください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第12号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 質疑はないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第20号「岩倉市営住宅管理条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第20号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略してください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第22号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第22号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この条例の一部改正は、ついこの前もあったところだと思っんですが、配偶者よりも子どものほうに重点を持っていくというような一部改正であったばかりと思っんですが、なぜまた今回もさらにという改正を行うのかということについて、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づいております。その基準政令におきましては、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象は、一般職の職員の給与に関する法律で定められているものをもとにしております。この給与法ですとか岩倉市の職員の給与に関する条例につきましては、約1年前の改正において、段階的な改定の内容となっております。したがって、この条例につきましても、内容としましては段階的な改定になりますけれど

も、その段階的な改定のたびにその都度改定するということになっておりますので、本条例もそれにあわせて行うものであります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 段階的な改定ということではありますが、この前は6月議会であったのかな。さらなる段階的な改定というのは、もうないんでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今回の改正は、先ほども言いましたけれども、平成29年度と30年度の段階的な改定を対象としておりましたので、一連の改定につきましては、この先の予定はないものと理解しております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第23号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第23号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがでしょう。

〔「省略してください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第24号「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第24号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、継続審査事項について、また何か御意見はございますか。

◎委員（塚本秋雄君） 総務・産業建設常任委員会は、中小企業・小規模企業振興基本条例についていろいろ勉強をしてまいりました。そして、1月に多分議長から政策提言として当局のほうに出してあると思いますので、その中身について当局は検討を当然されていると思います。その回答をちょっと僕は聞いておりませんので、その報告をお願いしたいというのが私の考え方なんですけれども、地域の中小企業というのは、私もちょっとこの間勉強してまいりました。

日本企業の9割以上が中小企業で、全体の雇用の約7割を支えているということで、当然日本経済でもそうですけど、岩倉市の中小企業というのは確実に岩倉市のためになっている。国のほうが、このところへ来て、30年度に税制改正でいろいろ中小企業の事業、承継支援とか、固定資産税の問題とか、あるいは賃上げの関係とか、IT機器を導入することで、かなりの政策を思い切って打ってきております。そういう中で、岩倉市もやはりここに来て自治体中小企業政策の新たな視点、それが総務・産業建設常任委員会のほうで出させてもらっている部分だと思えますけど、中小企業は地域社会にも貢献する主体である企業市民であるということをしっかり位置づけて、僕らは考えて出したつもりでおります。

基本的には、自治体と中小企業はともに地域に埋め込まれている重要な主体である。だからこそ、お互いの協力関係、すなわち自治体が中小企業を支援し、中小企業が自治体の活動を支えることが求められる。この関係性をもとにした相互発展と地域発展が自治体中小企業政策の目指すべき新しい姿ということで、全国都市問題会議でも政策像を勉強してきております。

国のほうも動いてきて、我が岩倉市議会もある程度勉強させてもらった結果を踏まえて政策提言が出されていることについての何かお考えがあれば、報告をお願いしたいと思っております。以上です。

◎建設部長（西垣正則君） 中小企業、それから小規模事業者の振興条例につきましては、岩倉市議会のほうから提言を受けているということは当然承知をしておりますし、その件に関しましては、以前からこういう機会の場で

も申し上げているとおり、事業者、それから金融機関、それぞれ、それから教育的な機関等もございますけれども、振興に当たって、その関係者の皆さんがやっぱりいろいろ集まっていたいただいて、岩倉市にとっての振興条例はどういうものがあるのか、そういうことをやっぱりもう少し勉強、それから意見の交換みたいなどころも必要だというふうに思っております。

どこどこ市町の何条の条文がいいから、これを岩倉市に取り入れようとか、そういうことではなくて、勉強することは確かに必要だと思いますけれども、今抱えている課題であるとか、この先、将来こういうことをうたっていきたい、そんなようなことをいろいろ、やっぱり関係者の皆さんで集まっていたいただいて、そういう土壌をつくって、その中でどんな意見が出て、どういう方向になるかわかりませんが、その後、例えば識見者の方に入っていたくなり、いろんな形の条例があると思いますので、30年度、繰り返しになりますけれども、関係者の皆さんに集まっていたいただいて検討していきたいというのが、当局、事務局のほうの考えでございます。

◎委員長（大野慎治君）　ちょっと委員長ですので余り発言すべきではないですが、どこどこ市町の条例じゃなくて岩倉市で今やっていることを、それを議会では取り入れただけで、どこどこ市町のやつを入れたわけではなく、今岩倉市がやっていることについて入れ込んであるというだけでありますので、ちょっとその部分は訂正を求めたいと思いますが、それはちょっと我々勉強してきた委員全員に対する誤解と侮辱だと思いますので、それは今岩倉市がやっていることに対して入れたということでございますので、ちょっと誤解があるようでございますので、その部分はちょっといかがなものでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君）　誤解があったら訂正をさせていただきますけれども、我々が新たな条例をつくる時もほかの市町のやつを十分参考にしますし、別にそういう侮辱した言い方ではなかったというふうに思います。ほかの市町でいい条文があれば、それが岩倉市にとって必要かどうかというところも十分考えてやっていくこともありまして、ごく新しい条例をつくる場合に、そういう方法については、何ら軽視した言葉ではなかったというふうに思います。

◎委員（塚本秋雄君）　議会のほうから政策提言させていただいて、現状、予算措置はされていないと。ただ、30年度については前向きに検討していくという答弁というのか、これは最終的には文書でいただけるのかなと思いますけれども、そこら辺の扱いはどういたしましょうか、正・副委員長さん。

◎委員長（大野慎治君）　済みません、榊谷委員の代表質問の中で、市長か

ら制定しますという最後の、ありましたよね、榎谷委員。

中小企業、最後は制定するというお言葉があったと思いますが、それはいつまでに制定するのかというのが。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） いやいや、市長の、榎谷委員の代表質問に対してあったと思いますが、それはいつまでということなんですか。

◎建設部長（西垣正則君） 今、代表質問で市長は最後に言ったと。多分、条例の制定を目指していきたいというふうに考えておりますというふうに答弁していると思います。

◎委員長（大野慎治君） そうすると、いつまでというのは、期限は切っていないということですね。

◎委員（塚本秋雄君） 議長名で出されますので、議長のほうへちゃんと。委員会では聞きましたけれども、閉会中の審査のところで、正式には議会との形の中で整理しておいてください。

◎委員長（大野慎治君） 意見がございましたので、よろしく願いいたします。

◎企業立地推進室統括主査（岡 茂雄君） 先ほどの私の答弁の中で、少し訂正をさせていただきたいと思います。

私の答弁の中で、環境施設面積率の関係で、10%のところ、どうも最高と言ってしまったんですけれども、最低ですので、最低10%以上ということで、ごめんなさい、ちょっと訂正をさせていただきます、よろしく願いします。

◎委員長（大野慎治君） 訂正させていただきます。

改めまして、以上で総務・産業建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。